

令和2年5月1日
千葉県信用保証協会

「緊急借換資金保証制度」の取扱い開始について

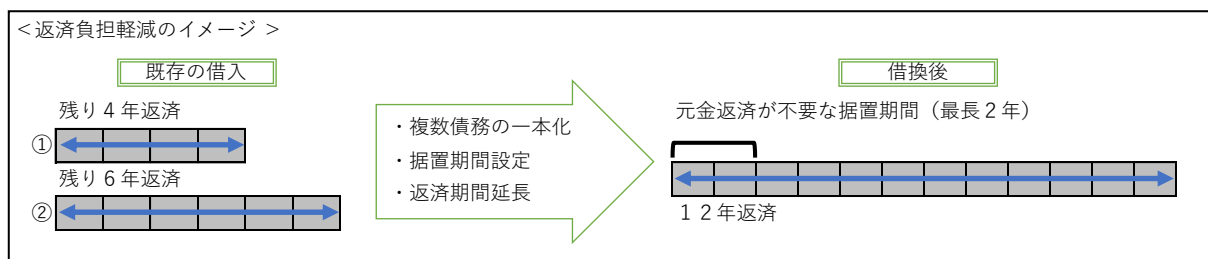
～新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業者の皆様に～

千葉県信用保証協会（会長 吉野 毅）は、令和2年5月1日（金）より、今回の新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業者の方々に對して、既往借入金の借換えを促進し、返済負担を軽減することで、当面の資金繰りを支援するため、下記のとおり緊急借換資金保証制度の取扱いを開始いたします。

また、千葉県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」が同時にスタートします。同制度は一定の条件を満たすことで、信用保証料の補助や利子の補給が受けられます。本制度と併せてご活用ください。詳細は県ホームページ（<https://www.pref.chiba.lg.jp>）でご確認ください。

<本制度の特徴>

既存の保証付融資(※)を**最長12年、据置期間2年**で借換することができ、返済負担の軽減が図れます。※県・市町村制度を除く。



記

制度名	緊急借換資金保証制度（新型コロナウイルス感染症）
対象者	最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比3%以上減少している方（最近1か月とその後2か月の見込みでも可）。
保証限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
保証期間	12年以内（据置期間2年以内）

資金使途	運転資金（既往借入金の返済資金）
借換対象	既存の千葉県信用保証協会の保証付融資（県・市町村制度除く） ※既往借入金に保証料相当分の上乗せは可能です。
返済方法	原則として、均等分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～1.90%（財務内容により決定されます） ※有担保の場合は0.1%の割引があります。 ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
担保	原則、無担保
保証人	原則、法人代表者のみ
取扱期間	令和2年5月1日（金）～令和2年12月31日（木）協会受付分
申込先	最寄りの取扱金融機関
必要書類	本制度所定「事業計画確認書」

お申込みに際しては、当協会所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添いきねる場合もありますので、ご了承ください。

当協会は、新型コロナウイルス感染症により業況の悪化や資金繰りに支障が生じる等、事業活動に様々な影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様に対して、地域金融機関、県・市町村、関係機関の皆様と連携、協力し、親身な相談対応や適時適切な保証、必要に応じて経営改善支援を行うなど、個別企業の実情に応じた十分な対応に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響による運転資金等のご相談を承っております。下記のご相談窓口までお問合せください。

【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】

本店 Tel 043-221-8111

松戸支店 Tel 047-365-6010

以上

<p><お問い合わせ> 千葉県信用保証協会 業務企画課 大久保・菅野 Tel 043-221-8185</p>
